

4 - (6). 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用 (1点)



| | |
|-------|---|
| 判断方針 | ◆ 交通事故防止や省エネ運転に関する自社内独自の表彰制度の設定による、交通事故防止に向けた取組について評価します。 |
| 判断基準 | ◆ 基準日 (2026年7月1日) 現在における取り組みの自主性、積極性、独創性、先進性について確認できれば加点の対象とします。 |
| 具体的内容 | ◆ 当該事業者又は当該営業所における営業所単位、グループ単位または運転者個人に対する無事故や省エネ運転等に関する表彰又は認定制度等について評価を行います。 ○ 基準日 (2026年7月1日) 現在において有効な表彰または認定制度であること ○ 制度要綱や認定要領、手当の支給制度など具体的な取組が確認できること |

提出書類

● 以下の①～②をすべて提出してください。

① 制度の具体的内容がわかる資料：制度要綱・認定要領など。該当部分にマーカーを付してください。

※申請事業所（営業所）名の記載がない場合は、資料に記入（手書き可）してください。

② 表彰状況・認定結果・手当の支給状況等が確認できる資料

（直近の実績 ※昨年度もしくは今年度の表彰状況・認定状況・支給状況）

- ・ 表彰：表彰状のコピーや表彰盾の写真、あるいは表彰したことがわかる書類（写真・文書など）
- ・ 認定：認定証のコピーなど実施が確認できる資料
- ・ 手当：手当が確認できる給与明細や支給文書のコピー（個人情報部分は隠しても構いません。）

● 確認内容

（ア）制度の具体的基準内容 （イ）直近の実施状況 （ウ）当該申請事業所（営業所）の取組であること

<注意事項>

■ 以下の内容について提出書類上で確認できない場合は、自認（手書き可）してください。

- ・ 制度要綱等に当該営業所名の記載がない場合
- ・ 制度要綱等に、基準日現在有効であることや、施行日等の記載がない場合
- ・ 申請事業所（営業所）における直近の実績がない場合
※他営業所における実績があれば他営業所の資料を添付しても構いません。
※他営業所の実績も無い場合は、制度要綱等にも実績がないことを自認（手書き可）してください。

■ グループ会社等の表彰制度で提出する場合、自営業所との関係性がわかる書類を添付してください。

対象外

- 交通事故防止や省エネ運転と関わりが具体的に読み取れない制度
- 制度の具体的な内容が確認できないもの
- 直近の実績が確認できないもの